

大阪府障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金 交付要綱

(目的)

第1条 府は、福祉・介護職員の足元の人材確保の課題に対応する観点から、障がい福祉現場における生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障がい福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対する支援を目的として、大阪府障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金（以下「補助金」という。）について、障害福祉人材確保・職場環境改善等事業実施要綱（令和7年2月19日障発0219第3号）及び障害児支援人材確保・職場環境改善等事業実施要綱（令和7年2月26日こ支障第38号）に基づき、障がい福祉サービス事業者等に対し、必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業等)

第2条 本事業の対象となる事業所（以下「対象事業所」という。）は、別紙1表1に掲げるサービス類型の障がい福祉サービス事業者等のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第122号。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）による指定又は許可を大阪府内で受けたものであって、基準月において、処遇改善加算（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣに限る。）を算定しており、かつ第4条補助金の支給要件を満たすものとする。基準月は、原則として令和6年12月とする。12月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなど、各事業所の判断により、令和7年1月、2月又は3月の任意の月を対象月とすることができる。ただし、月遅れ請求、再請求などに伴う過誤調整分については、令和7年3月末日までに生じ、令和7年4月10日までに審査支払機関により受理されたものに限り、反映することとする。

また、基準月において処遇改善加算（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣに限る。）を取得していない場合であっても、令和7年4月15日までに令和7年4月からの処遇改善加算の取得に係る体制届出をしていれば、本事業の対象とする。また、第6条の補助金の交付の申請時点で廃止・休止となることが明らかになっている障がい福祉サービス事業所等は、本事業の対象外とする。

なお、指定基準上、福祉・介護職員が配置されていない、別紙1表2に掲げるサービス類型の事業所については、本事業の対象外とする。

- 2 本事業を活用して賃金改善を行う場合の対象者は、本事業の対象となる障がい福祉サービス事業所等に勤務する福祉・介護職員とする。障がい福祉サービス事業所等において、福祉・介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。

(補助額)

第3条 交付対象期間中の事業所に対する各月分の補助額は以下のとおりとする。なお、1円未満の端数は切り捨てとする。

補助額＝一月当たりの障がい福祉サービス等報酬総額×(別紙1表1) サービス類型別交付率

※一月当たりの障がい福祉サービス等報酬総額は、基本報酬サービス費に各種加算及び減算を加えた報酬総額とする。対象月の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分の単位数を含む。

なお、障がい児入所施設等については、支弁した障がい児施設措置費も含むこととする。

(補助金の要件)

第4条 対象事業所を運営する障がい福祉サービス等事業者、障がい者支援施設、障がい児通所支援事業所又は障がい児入所施設(以下「障がい福祉サービス事業者等」という。)は、職場環境改善等に向けて、以下のいずれかの取組の実施を計画又は既に実施していなければならない。

- (1) 福祉・介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
- (2) 業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等)
- (3) 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組

(補助対象経費)

第5条 本事業の対象となる経費は以下のとおりとする。

- (1) 職場環境改善経費

障がい福祉サービス事業者等は、補助額に相当する職場環境改善の取組の経費に充てることができる。当該職場環境改善経費には、間接支援業務に従事する者を募集するための経費及び職場環境改善など(例えば、処遇改善加算の職場環境等要件の更なる実施)のための様々な取組を実施するための研修費等の経費が含まれる。障がい福祉分野の介護テクノロジー導入・協働化等支援事業の対象経費(介護テクノロジー等の機器購入費用)及び令和7年2月13日こ支障第30号こども家庭庁支援局長通知の別紙「令和6年度地域

障害児支援体制充実のための ICT 化推進事業実施要綱」に基づく事業の対象経費に充当することはできない。

(2) 人件費

障がい福祉サービス事業者等は、補助額に相当する福祉・介護職員等（福祉・介護職員以外のその他の職員を賃金改善の対象としている障がい福祉サービス事業者等については、その他の職員を含む。以下同じ。）の人件費（手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。））の改善に充てることができる。この際、ベースアップ（賃金表の改定により基本給又は毎月支払われる手当の額を変更し、賃金水準を一律に引き上げることをいう。）に充てられることは想定していないが、各事業者の経営判断として、各種の生産性向上・職場環境改善等の取組の効果により、持続的な賃上げ余力が生じることを見越して、それまでの間のつなぎの原資とすることまで一概に妨げられるものではない。障がい福祉サービス事業者等は、補助金の交付対象期間において、前年同時期と比較し、人件費改善の対象とした職員の平均的な賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。

障がい福祉サービス事業者等は、当該事業所における人件費改善を行う方法等について、職員に通知しなければならない。また、職員から当該事業に係る人件費改善に関する照会があった場合には、当該職員に係る人件費改善の内容について、書面を用いる等の方法で分かりやすく回答すること。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を知事が定める日までに知事に提出しなければならない。なお、これにより、規則第4条第1項による申請があったものとする。

(1) 障がい福祉人材確保・職場環境改善等補助金計画書（以下「計画書」という。）【別紙様式2、別紙様式2-3、別紙様式2-4】

(2) その他知事が必要と認める書類

2 前項の申請は、障がい福祉サービス事業所等が行うものとする。

3 第1項に掲げる書類は、知事に提出し、5年間保存することとする。

(補助金の交付の決定及び通知)

第7条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、補助金の交付の決定をしたときは、交付額の算定方法、交付の条件その他必要な事項を、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第6条第2項の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。
- (2) 交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について府へ納付しなければならない。
- (3) 第5条に規定する職場環境改善経費及び人件費の所要額は、補助金の総額以上になるようにすること。
- (4) 計画書及び実績報告書の記載内容の根拠となる資料及び以下の書類を適切に保管し、知事から求めがあった場合には速やかに提示しなければならない。
 - ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。以下「就業規則等」という。）
 - イ 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）
- (5) 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助金の交付の決定からその額の確定までの間に次のいずれかに該当することとなった場合には、該当事項届出書【別紙様式1】を速やかに知事に提出し、その指示を受けること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
 - ウ 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者
 - エ 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
 - オ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に規定する排除措置命令又は納付命令を受け、

その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日からした日 1 年を経過しない者

(経費などの軽微な変更等)

第 9 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の知事の定める軽微な変更とは、補助対象経費の総額に対して 20%以内の増減を伴う事業内容の変更とする。

(計画書の内容の変更等)

第 10 条 障がい福祉サービス事業者等は、計画書に変更（次の各号のいずれかに該当する場合に限る。）があった場合は、変更届出書【別紙様式 4】を用いて、知事に届出を行わなければならない。なお、(1) 又は (2) の場合については、(1) 又は (2) に定める様式についても届け出ること。

(1) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合。

当該変更後の計画書【別紙様式 2】について届け出ること。

(2) 複数の障がい福祉サービス事業所等について一括して申請を行う事業者において、当該申請に係る障がい福祉サービス事業所等に変更（廃止等の事由による。）があった場合。

当該変更後の計画書【別紙様式 2、別紙様式 2－4】について届け出ること。

(3) 就業規則を改訂（福祉・介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合。

(補助金の交付)

第 11 条 補助金は、規則第 5 条の規定による補助金の交付の決定後、交付するものとする。

(実績報告)

第 12 条 規則第 12 条の規定による実績報告書は、障がい福祉人材確保・職場環境改善等補助金実績報告書【別紙様式 3、別紙様式 3－1、別紙様式 3－2】を、令和 7 年 11 月 30 日までに知事に提出し、5 年間保存することとする。その際、二及び三の合計の金額は一の金額以上になるようにすること。

一 補助金の総額

二 人件費改善の所要額

三 職場環境改善の所要額

研修費、間接支援業務に従事する者の募集経費、その他金額ごとに、職場環境改善の所要額について記載すること。その他の金額に記入がある場合に

は、使用用途について、具体的に記載を行うこと。ただし、障がい福祉分野の介護テクノロジー導入・協働化等支援事業の対象経費（介護テクノロジー等の機器購入費用）及び地域障害児支援体制充実のための ICT 化推進事業の対象経費を除く。

（立入調査）

第 13 条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認められるときは、補助事業者に対して、必要な事項を報告させ、又は、府職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（補助金の返還等）

第 14 条 補助事業者が、次の（１）から（６）のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期間を定めて当該取り消しに係る部分の補助金の返還を命ずることがある。

- （１）補助金の交付の決定にあたり、第 8 条の各号（補助金の交付の条件）を順守しなかったとき
- （２）正当な理由なく補助金の立ち入り検査等を拒否したとき
- （３）補助に関する帳簿、証拠書類、台帳の不備があったとき
- （４）虚偽の申請その他の不正な方法によって補助金の交付を受けたことが明らかになったとき
- （５）補助金の補助額に相当する職場環境の改善や人件費の改善が行われていない等、交付要件を満たさないとき
- （６）労働基準法等の違反により罰金刑以上の刑に処されたとき

（他の補助金等との重複の禁止）

第 15 条 補助事業者は、この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

（その他）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別途定める。

附則

この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 本要綱の施行の日から刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日の前日までの間における大阪府介護人材確保・職場環境改善等事業補助金第 8 条第 1 項第 5 号エの規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。

別紙 1 表 1

大阪府障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金対象サービス

サービス区分	交付率
居宅介護	12.7%
重度訪問介護	12.7%
同行援護	12.7%
行動援護	12.7%
重度障害者等包括支援	12.7%
生活介護	7.2%
施設入所支援	13.6%
短期入所	13.6%
療養介護	13.6%
自立訓練（機能訓練）	7.9%
自立訓練（生活訓練）	7.9%
就労移行支援	5.5%
就労継続支援 A 型	5.5%
就労継続支援 B 型	5.5%
自立生活援助	5.5%
共同生活援助（介護サービス包括型）	9.4%
共同生活援助（日中サービス支援型）	9.4%
共同生活援助（外部サービス利用型）	9.4%
児童発達支援	9.6%
医療型児童発達支援	9.6%
放課後等デイサービス	9.6%
居宅訪問型児童発達支援	9.6%
保育所等訪問支援	9.6%
福祉型障害児入所施設	16.6%
医療型障害児入所施設	16.6%

注 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

表 2 大阪府障がい福祉人材確保・職場環境改善等補助金 非対象サービス

サービス区分	交付率
計画相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）、障害児相談支援	0 %